公　　示

公示第３１号

特定地域における適正と考えられる車両数について

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成２１年法律第６４号）における特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。

なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。

平成２７年８月１０日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

記

別添のとおりとする。

附　則

この公示は、平成２７年８月１０日から適用する。

附　則（平成２８年７月１５日付け公示第２５号で一部改正）

この公示は、平成２８年７月１５日から適用する。

附　則（平成３１年４月５日付け公示第１号で一部改正）

この公示は、平成３１年４月５日から適用する。

（別添）

特定地域における適正車両数

1．法人タクシー

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数（両）		特定地域指定日現在の車両数※1	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（上限）との乖離率（%）	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（下限）との乖離率（%）
		上限	下限			
新潟	新 潟 交 通 圏	887	789	1,052	15.7	25.0
長野	長 野 交 通 圏	574	510	712	19.4	28.4
富山	富 山 交 通 圏	321	285	437	26.5	34.8

※「法人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。））の数である。

2．個人タクシー

都道府県	営業区域（交通圏）	適正車両数（両）		特定地域指定日現在の車両数※1	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（上限）との乖離率（%）	特定地域指定日現在の車両数と適正車両数（下限）との乖離率（%）
		上限	下限			
新潟	新 潟 交 通 圏	312	277	369	15.4	24.9
長野	長 野 交 通 圏	55	48	67	17.9	28.4
富山	富 山 交 通 圏	63	56	85	25.9	34.1

※「個人タクシー」とは、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第1項に定める一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。）である。

※上記「特定地域指定日現在の車両数」については、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法第2条第9項に定める事業用自動車（一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーに限る。））の数である。

※1・・・・・新潟県新潟交通圏、長野県長野交通圏、の特定地域指定日は平成27年8月1日、富山県富山交通圏の特定地域指定日は平成28年7月1日

（別紙）

1. 算定方法

①法人タクシー

輸送需要量 ÷ （平均総走行キロ × 平成13年度実車率 ÷ 平均延実働車両数） ÷ 365 ÷ 実働率

②個人タクシー

個人タクシー（1人1車制個人タクシーに限る。）の適正車両数は、特定地域指定日現在の法人タクシーの車両数と上記算定方法により算定した法人タクシーの適正車両数の上限値及び下限値それぞれの乖離率を用いて算定したものである。（小数点以下切り上げ）

2. 適正車両数の算定基礎数値

（法人タクシー）

都道府県	営業区域（交通圏）	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成25年度総実車キロ	需要量*1	平均総走行キロ*2	平成13年度実車率	平均延実働車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
新潟	新潟交通圏	20,161,699	19,068,857	56,995,450	0.42	321,662	0.80	0.90
長野	長野交通圏	9,197,519	8,945,303	25,115,986	0.45	213,534	0.80	0.90

都道府県	営業区域（交通圏）	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成26年度総実車キロ	需要量*4	平均総走行キロ*5	平成13年度実車率	平均延実働車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
富山	富山交通圏	6,546,681	6,301,728	16,127,711	0.49	118,063	0.80	0.90

※「平成13年度実車率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

*1 需要量は、平成21年度から平成25年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*2 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成21年度から平成25年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

*3 実働率の「上限値」は80%、「下限値」は90%の数値

*4 需要量は、平成22年度から平成26年度における総実車キロを基に最小二乗法により算定

*5 「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成22年度から平成26年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値